

国が実施する被害者問題に関する主な実態・意識調査等一覧

(1)内閣府関係

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
犯罪被害者に関する世論調査	平成12年9月14日～24日	総理府 内閣総理大臣 官房広報室	・母集団：全国15歳以上の者 ・標本数：5,000人 （回答者数3,544人） ・抽出方法：層化2段無作為抽出法 ・調査方法：面接聴取	・犯罪被害に関する意識について ・犯罪被害者対策について ・犯罪被害給付制度について ・犯罪被害者支援ボランティア活動について ・犯罪被害者対策に関する要望について	内閣府ホームページ (http://www8.cao.go.jp/survey/h12/hanzai/index.html)
交通事故の被害者に関する調査	平成13年3月～12月	内閣府(交通事故の被害者に関する調査研究委員会)	・交通事故の被害者及び遺族 ・対象数4,925人(回答数1,177人)	交通事故被害者及び遺族の意識やニーズ、支援の在り方等	内閣府ホームページ(安全関連・交通安全・交通安全対策・交通安全啓発普及事業等・その他の事業等・交通事故被害者の支援事業について・交通事故被害者の支援-担当者マニュアル(PDF形式)・平成15年度交通事故被害者支援事業報告書等・2交通事故被害者の支援-担当者マニュアル・第2章交通事故被害者の実態) (http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/tanto-2-04.html)
自助グループ参加者へのアンケート調査	平成17年10月～12月	内閣府(交通事故の被害者支援事業に関する検討会)	・内閣府事業により立ち上がった4都道府県の交通事故被害者の自助グループ ・対象数4グループ19人	交通事故被害者が自助グループへの参加をとおし、もたらされた精神的・社会的な変化の把握及び被害者遺族が抱く自助グループについての感想・要望等	自助グループへ参加してからの気持ちや対人交流、社会活動の変化について、「つらさや悲しみ、孤独感、他人に対する信頼感」が「参加以前よりよくなった」と回答する被害者が多かった。一方、参加以前と変化がないと回答した項目のうち「社会や世の中に対する安全感や信頼感、家族との会話や交流する機会」については50%を超えていた。また、自助グループへの感想等では同じ悩みを共有する仲間が集まり、気持ちを打ち明けられる重要な場所として多くの被害者の参加を望む声が多かった。
男女間における暴力に関する調査	平成17年11月～12月	内閣府男女共同参画局	・全国20歳以上の男女 ・対象数4,500人 （回答者数2,888人）	配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験、異性から無理やりに性交された経験等	報告書及び報告書概要版：内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html)
犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査	平成18年9月12日～10月31日	内閣府(支援のための連携に関する検討会)	・犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体 ・対象数7,450機関・団体 （回答数3,612機関・団体）	・調査対象機関・団体の属性について ・他機関・団体からの紹介について ・他機関・団体への紹介について ・支援ネットワークについて ・今後の連携のあり方について	内閣府ホームページ (http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h18/index.html)

配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査	平成18年10月25日～11月27日	内閣府男女共同参画局	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者 ・回答者数799人 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者や交際相手からの暴力の被害経験 ・保護命令の申し立て ・避難施設の一時的な利用 ・現在の状況 ・配偶者等と離れて生活を始めるにあたっての困難 ・これまでに利用した支援等 	報告書及び報告書概要版：内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html)
犯罪被害者等に関する国民意識調査	平成18年12月28日～平成19年1月19日	内閣府犯罪被害者等施策推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・有効回答数 国民各層5,331人 ・犯罪被害者等1,098人 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一般のもつ被害者への意識 ・被害者の経験や被害後の意識 ・両者を比較し、国民一般の被害者へのイメージと被害者の実態とのギャップを明らかにするもの。 	内閣府ホームページ (http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19/index.html)

(2)警察庁関係

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
犯罪被害者実態調査	平成4～6年度	警察庁 犯罪被害者実態調査研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者(平成3年12月末発生の事件から遡って選定)アンケート調査 1,065人(回答者数731人) インタビュー調査 25件 ・刑事司法関係実務家(警察官、検察官、弁護士、裁判官、保護観察官)アンケート調査 746人(回答者数340人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次被害の実態、急場対応、被害回復過程等 ・第二次被害の実態、被害者の保護、損害回復等 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者遺族の精神的影響については、犯罪により誰を失ったのかが大きく影響しており、全体を通していえば、配偶者を失った場合に最も大きく、以下、親、子、兄弟の順になっているが、親と子とではそれほど大きな違いはないことがわかった。 ・遺族は、捜査活動によっても精神的・肉体的苦痛を受けることがあり、捜査上被害者の協力は不可欠であるとはいっても、その立場や気持ちに配慮した対応が求められていることが判明した。
交通事故被害実態調査	平成10年	警察庁交通局 交通指導課 科学警察研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故遺族、交通事故の重傷被害者 ・調査対象数 交通事故遺族491人 重傷事故被害者644人 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の概要、事故後の生活の変化、身体の後遺症、精神的苦痛、警察の事故捜査や被害者対策に対する意見等 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族、重傷被害者とも、抑うつ、不安、事故に関する苦痛な記憶などが顕著であった。遺族、重傷被害者とも、損害賠償交渉が未解決である人が少なくなかった。重傷被害者では、身体の後遺症がある人が多かった。警察の事故捜査に対しては、公平で十分な捜査、事故の状況や捜査結果の説明を要望する意見が多かった。警察の被害者対策については、プライバシーの配慮、事故の相手の刑事処分に関する通知などの要望が多かった。

<p>地下鉄サリン事件の被害者及び遺族の被害実態に関する調査研究</p>	<p>第1回：平成10年4～5月 第2回：平成12年3月</p>	<p>警察庁長官官房給与厚生課科学警察研究所</p>	<p>・第1回：平成7年に発生した地下鉄サリン事件について、警視庁で被害届を受理した者のうち、調査に協力すると回答した者 対象者数5,311人 (有効回答者数1,247人) ・第2回：第1回調査実施時に調査に協力してもよいと回答した者 対象者数1,536人 (有効回答者数837人)</p>	<p>第1回 被害状況、身体症状、心身への影響、社会生活上の変化及び周囲の人々の反応、警察への意見、被害者の要望等、マスコミへの感想 第2回 身体的被害、生活上の変化、心理的な影響、変化の要因、オウム真理教について、国等へ望むこと</p>	<p>第1回 事件から3年が経過した時点においても、サリンによる後遺症や事件を契機として発症したと考えられる多岐にわたる身体症状や精神的症状を抱えていた。家族や友人等に支えられた人が多い一方、職場の人に傷つけられたとする人も少なくなかった。国に対して、事件への対応、医療に関すること、精神的・身体的・経済的支援に関すること等を求める要望が多くみられた。 第2回 第1回調査から2年が経過した時点で、心身の症状が改善した者は4割弱、継続又は悪化した者が3割強であった。被害直後に多くみられた目に関する症状は減っているが、身体の不調を訴える者の割合は増加する傾向が見られた。回復には周囲の人々からの援助が大きな支えとなっていた。</p>
<p>犯罪被害者実態調査</p>	<p>平成14年</p>	<p>警察庁犯罪被害者実態調査研究会</p>	<p>・犯罪被害者(平成10年から平成12年における犯罪の被害者(遺族を含む。)) ・アンケート調査対象数 1,269人(有効回答852人)</p>	<p>・被害者等の意識・援助のニーズに関する分析 ・警察等関係機関・団体等の被害者支援等に対する評価</p>	<p>・被害者等は、事件直後から精神的影響や二次的被害を受けており、特に、PTSDスコアを用いての分析では、被害者遺族、女性の身体犯被害者及び性犯罪被害者については、一定期間経過後も精神的影響が深刻である状況が判明した。 ・警察の対応に対する総合的な評価では、「満足」(34.6%)が「不満」(29.7%)をやや上回ったが、個別施策(「被害者の手引」の配布、事情聴取時の配慮等)に対する評価では、年々これらの施策が定着しつつあるものの、なお一層の確実な実践が望まれる状況が見られた。</p>

(3)法務省関係

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
<p>強姦事件の量刑と被害者に関する研究</p>	<p>昭和40年</p>	<p>法務省法務総合研究所</p>	<p>・昭和39年7月1日から昭和40年6月30日までの間に東京、宇都宮、熊本、山形の各地検で受理した強姦事件(強姦、同未遂、準強姦、同未遂、強姦致死傷、強盗強姦、同致死のすべてを含む) ・対象数470人</p>	<p>被害者年齢、職業、配偶関係、性交経験の有無、居住関係、生活態度、過失の有無、被疑者との面識等</p>	<p>被害者は13歳から24歳までの年齢層が大部分を占め、学生生徒が多い。81%が未婚であり、家族と同居している者が一番多い。生活態度は善良の者が多かった。被疑者との面識が全くなかった事案は少なく、半分程度で面識があった。</p>

<p>交通事故における加害者と被害者</p>	<p>昭和42年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>昭和40年11月1日から昭和41年6月4日までの間に中野刑務所に入所した交通事故禁錮受刑者のうち刑期6か月以上の者が犯した本件の犯罪被害者(被害者が死亡している場合はその家族)のうち東京又はその周辺に居住している者で調査可能であった者 対象数40人</p>	<p>被害者の年齢・性別、被調査者の年齢・性別、被害に関する項目、被害者に関する項目、加害者に関する項目、損害補償に関する項目、被害者家族の生活に関する項目、交通犯罪についての意見に関する項目</p>	<p>重大な被害を受けた者は、働き盛りの男子が多く、家族の支柱であった場合が多い。被害者の過半数は、自己に過失がなかったと主張している。被害を受けた後、被害者又はその家族は、精神的、身体的、経済的などの諸生活面でかなり大きな影響を受けている。</p>
<p>生命・身体犯の被害者等に関する実態調査(調査1)</p>	<p>昭和50年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>故意の犯罪行為によって被害者が死亡し、または、傷害を負った事件で、昭和48年以前に地方裁判所で判決言渡しがあり、同年中に確定した事件で死亡事件については2分の1、傷害事件については10分の1の比率で無作為抽出、昭和49年中に全国地検で心神喪失を理由とする不起訴の裁定があった事件の全数 調査対象数(総数1,067人) 確定判決傷害群 565人 確定判決死亡群 352人 心神喪失不起訴傷害群 74人 心神喪失不起訴死亡群 76人</p>	<p>被害の実態に関する項目、被害者の身上等に関する項目、加害者の身上等に関する項目、被害感情・賠償等に関する項目</p>	<p>傷害程度が1か月を超えるものは、判決傷害群で15.3%、不起訴傷害群で12.5%。判決傷害群全体で14.6%に後遺障害があり、不起訴傷害群では8.3%である。</p> <p>被害者に落ち度がないものは、判決傷害群で63.7%、判決死亡群で40.3%、不起訴傷害群で93.2%、不起訴死亡群で93.4%であり不起訴群で高い率を示している。</p> <p>被害者と加害者の面識で見ると、面識のない者による被害は、判決傷害群で58.6%、判決死亡群で20.6%、不起訴傷害群で45.1%、不起訴死亡群で10.7%である。</p> <p>被害者(遺族)の加害者に対する感情は、厳罰を希望しているものが、判決傷害群で48.9%、判決死亡群で44.6%、不起訴傷害群で51.7%、不起訴死亡群で19.2%であり、不起訴死亡群で低率を示している。</p> <p>示談が成立したものの比率は、判決傷害群で34.1%、判決死亡群で15.9%、不起訴傷害群で6.9%、不起訴死亡群で2.6%であり、不起訴群で示談が成立していたものの比率が低い。</p> <p>損害賠償金等の受領状況を見ると、金員(金品)を受領しているものの比率は、判決傷害群で34.4%、判決死亡群で20.5%、不起訴傷害群で8.3%、不起訴死亡群で0%となっている。</p>

<p>生命・身体犯の被害者等に関する実態調査(調査2)</p>	<p>昭和51年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・故意の犯罪行為によって被害者が死亡し、又は、傷害を負った事件で、昭和48年以前に地方裁判所で判決言渡しがあり、同年中に確定した事件で死亡事件については2分の1、傷害事件については10分の1の比率で無作為抽出した事件のうち、一般に犯罪被害者補償制度上、補償除外事由に該当すると考えられている事例や、当初から調査対象者に対する調査が実施困難であると予想される事例を除外したもの</p> <p>・対象数200人</p>	<p>・回答者の属性に関する項目 ・被害者の属性に関する項目 ・被害の状況に関する項目 ・事犯の影響に関する項目 ・損害賠償等に関する項目 ・被害感情等に関する項目 ・犯罪被害者補償に関する項目</p>	<p>被害者の約9割は職業があり、被害者に扶養家族のあるものは、傷害事件で67.5%、死亡事件で59.4%である。傷害事件で後遺障害のあるものは59.8%である。</p> <p>加害者と被害者の面識のあるものは、傷害事件で31.2%、死亡事件で55.3%であり、仕事仲間、知人、友人の順で多い。被害者の落ち度の有無は、全く落ち度はなかったとするものは、傷害事件で59.7%、死亡事件で47.2%となっている。</p> <p>職業、収入、家族生活等に及ぼす影響を見ると、有職の傷害事件被害者のうち、被害により職業等に変化のあったものは49.3%であり、被害後無収入又は収入減となったものは、傷害事件で52%、死亡事件で53.2%となっている。</p> <p>損害賠償の約束(示談)が成立していないものは、傷害事件で59.7%、死亡事件で61.8%であるが、示談が成立しているものについては、かなり確実に履行されている。しかし、賠償金額は、死亡事件においてさえ100万円以下のものが66.7%を占め満足すべきものではない。</p> <p>被害者又は遺族の被害感情等を見ると、処分を知っているものについて、処分が軽すぎるといふものが傷害事件で45%、死亡事件で73.2%となっており、処分に不満を持つものが少なくない。</p> <p>加害者に対する現在の感情については、絶対許せないとするものが、傷害事件で44.2%、死亡事件で63.4%となっており、この種事犯における被害感情の強さが顕著に現れている。犯罪被害者補償に対する考え方については、できれば国家が代わって賠償してほしいというものが半数を占めている。</p>
<p>刑事確定訴訟記録から見た無期懲役事犯の被害者の遺族に関する実態調査</p>	<p>平成7年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・昭和58年7月8日から平成6年9月30日までの間に死亡被害者が発生した事件により無期懲役刑が確定した被告人382人による被害者の遺族</p> <p>・対象数382人</p>	<p>被害者遺族の属性、事件が被害者遺族に及ぼした影響、被害者遺族の感情等、被害者に対する慰謝の措置</p>	<p>遺族が被る日常生活面の影響を見ると、「転居した」、「近所との関係が気まづくなった」等の近隣との関係にかかわるものが目立つ。職業上の影響としては「働かざるを得なくなった」、「無職になった」という事項が目立った。精神上的の影響は、日常生活上障害になり得る程度に顕在化したものに限られているが、日常生活面での影響や職業・収入上の影響に比べると、より多くの遺族が精神的な影響を被っている。</p> <p>遺族が加害者に対しどのような処罰を希望しているかを見ると、その感情表明された時期が刑確定前という一時期に限定されていることに留意する必要があるが、73.3%の遺族が死刑を望むと述べており、加害者に対して厳しい感情を有していることが分かった。加害者の社会復帰についての意見が不詳な者を除いた遺族238人中200人が社会復帰に反対を表明していた。</p> <p>被害者と加害者との面識の有無が加害者に対する処罰感情に差をもたらすか否かを見ると、被害者と加害者との関係が疎遠であればあるほど死刑を望む遺族の比率が高い傾向がある。</p> <p>被害者側に行った慰謝の措置を見ると29.6%の遺族は謝罪があったと述べている。損害賠償の約束の成否を被害者・加害者の面識の有無別に見ると、被害者と加害者とが面識を有している場合の方が損害賠償の約束が成立したと述べている被害者遺族の比率が高かった。</p>

<p>犯罪被害の実態に関する調査</p>	<p>平成11年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・平成9年1月1日から11年3月31日までの間に有罪判決の言渡しがあった殺人・傷害致死及び道路上の交通事故に係る業務上過失致死に係る事件の被害者の遺族並びに殺人未遂・傷害(受傷期間1か月以上のもの)、道路上の交通事故に係る業務上過失傷害(受傷期間1か月以上のもの)窃盗、詐欺(無銭飲食・無賃乗車・カード詐欺を除く。)、横領(遺失物横領を除く。)、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつに係る事件の被害者から、順次さかのぼって無作為に選択した者のうち、調査に回答することに同意した者 等</p> <p>・対象数1,132人</p>	<p>回答者等の属性、調査対象となった事件の概要、事件による影響、事件後の謝罪、示談、賠償金支払等、報道の受け止め方、捜査・刑事裁判に関する認識等、裁判結果その他の情報の認識等、被害感情、捜査・裁判に対する要望等</p>	<p>犯罪被害者等のほとんどが、犯罪による直接的な被害に加えて多様な精神的影響及び生活面への影響を受けていること、被害者等への謝罪、示談等について、業務上過失致死及び業務上過失致傷では、保険制度の普及等を背景として、かなり行われているのに比べ、その他の罪種では、行われる比率が低くなっていること、性犯罪者の被害者等を中心に、捜査に対する協力や証人への出廷に負担を感じる者も少なくないこと、刑事司法機関への要望等として、情報提供、取調べ日時や被害者等の立場・プライバシー等への配慮等多様な要望のあること、被害感情を決定付ける要因としては、罪種ごとに多様な要因があるが、一部の罪種では、事件による精神的影響や生活面への影響、謝罪・賠償金全額支払等が重要な要因と考えられること等が明らかとなった。</p>
<p>第1回犯罪被害実態(暗数)調査</p>	<p>平成12年2月4日～29日</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・全国の市町村に居住する16歳以上の男女のうち無作為に選ばれた個人及びその世帯</p> <p>・対象数3,000人</p>	<p>・調査対象者の属性、世帯単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(世帯犯罪被害・自動車盗、車上盗等)の有無等、個人単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(個人犯罪被害・強盗(未遂を含む。)、性的暴行等)の有無等、犯罪に対する不安と防犯活動等</p> <p>・犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害体験のあった者を対象に、1999年(平成11年)における被害の有無及び回数を調査し、さらに直近の被害につき、被害場所、被害の態様、被害に対する対処等を調査し、犯罪に対する不安と防犯活動等に関する質問においては、回答者全員にその認識や意見等を調査</p>	<p>世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも被害率(過去5年間又は1999年(平成11年)に1回以上犯罪被害に遭った世帯又は個人の比率をいう。)が高く、自転車盗や自動車損壊といった比較的軽微な犯罪については、過去5年間の被害率がいずれも15%を超えており、過去5年間に、自転車盗については、自転車を所有している世帯の4世帯に1世帯、バイク盗については、バイク所有世帯の8世帯に1世帯、不法侵入については、25世帯に1世帯が、それぞれ被害に遭っていることになる。</p> <p>個人犯罪被害は、世帯犯罪被害と比較して、全体的に被害率が低く、過去5年間で見ても、最も被害率の高い窃盗や性的暴行でも2.7%、約37人に1人である。ただし、個人犯罪被害の中では、性的暴行が、窃盗や暴行・脅迫よりも、被害率が高くなっている。</p> <p>世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも申告率が高く、自動車盗、バイク盗及び不法侵入において50%を超えている。ただし、その他の比較的軽微な事件では、申告率がいずれも40%を下回っており、性的暴行では10%未満である。全犯罪被害全体の申告率は、36.4%、世帯犯罪被害が37.4%、個人犯罪被害が28.5%となっている。</p>

<p>第2回犯罪被害実態(暗数)調査</p>	<p>平成16年2月1日～29日</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・全国の市町村に居住する16歳以上の男女のうち無作為に選ばれた個人及びその世帯 ・対象数3,000人</p>	<p>・調査対象者の属性、世帯単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(世帯犯罪被害・自動車盗、車上盗等)の有無等、個人単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(個人犯罪被害・強盗(未遂を含む。)、性的暴行等)の有無等、犯罪に対する不安と防犯活動等 ・犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害体験のあった者を対象に、2003年(平成15年)における被害の有無及び回数を調査し、さらに直近の被害につき、被害場所、被害の態様、被害に対する対処等を調査し、犯罪に対する不安と防犯活動等に関する質問においては、回答者全員にその認識や意見等を調査</p>	<p>犯罪の被害率(過去5年間又は2002年(平成14年)に1回以上犯罪被害に遭った世帯又は個人の比率をいう。)は、個人犯罪被害に比べ、世帯犯罪被害が高いが、その中で、自動車盗が最も高く自動車損壊、バイク盗が続いている。</p> <p>平成12年に実施した第1回犯罪被害実態(暗数)調査との経年比較では、自転車盗のみ統計的に有意な低下が認められた。犯罪の申告率は、世帯犯罪被害の中では自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入が高いが、自動車損壊及び不法侵入未遂の申告率は低く、罪種による申告率の差が大きい。個人犯罪被害では、申告率が50%を下回る罪種が多い中で、ひったくりの申告率が高い。</p> <p>犯罪の重大性の認識は、世帯犯罪被害では、自動車盗が最も高く、次いで不法侵入となっている。個人犯罪被害では、ひったくりが最も高く、次いで恐喝となっている。一方、未遂を含む調査項目である不法侵入未遂及び強盗(未遂を含む。)で重大性の認識が低くなっている。</p>
<p>児童虐待に関する研究(その1)</p>	<p>平成12年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・平成12年7月17日現在、全国少年院の中間期教育過程に在籍する全少年 ・対象数2,354人</p>	<p>身体的な暴力等の被害の有無、被害を受けたときの少年の行動、被害経験と非行の関連についての認識等に関するもの、少年の資質、家庭環境、問題行動・非行歴等に関するもの</p>	<p>家族及び家族以外の者から身体的暴力(軽度、重度)、性的暴力(接触、性交)及び不適切な保護態度のいずれか1つでも受けた経験のある者は、全体の約70%である。また、これら5つの加害行為について少なくとも1つ以上の被虐待経験のある者は全体の約50%である。家族から身体的暴力を受けた者は、被虐待群(保護者である父、母、祖父、祖母のいずれかから繰り返し身体的暴力等を受けていた者)と家族被害群(きょうだい等前記以外の者から身体的暴力を受けていた者及び前記の者から身体的暴力等を受けたが、繰り返し受けたわけではない者)を合わせて約70%を占め、身体的暴力、のどちらか又は両方を経験した者は約50%である。</p> <p>身体的暴力を受けた経験を誰かに言ったかどうかについては、男女で傾向が異なり、総じて女子は男子より表出する者が多い。身体的暴力を受けた経験を言った相手は、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男女とも友達・恋人・先輩が半数以上と多い。</p> <p>身体的暴力の被害を受けたときの行動について、加害者が家族以外の場合は、我慢した者や仕返しした者が多く、家族の場合は、我慢した者と家出した者が多い。家族から性的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせ、男子で約1%、女子で約15%である。</p> <p>性的暴力を受けた経験を他者に言ったかどうかについては、男女で傾向が異なり、とも加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男子は「言ったことがない」が、女子は「言ったことがある」が多い。</p>

<p>児童虐待に関する研究(その2)</p>	<p>平成12年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・平成12年7月17日現在、全国少年院の中間期教育過程に在籍する全少年 ・対象数2,354人</p>	<p>身体的な暴力等の被害の有無、被害を受けた時の少年の行動、被害経験と非行の関連についての認識等に関するもの、少年の資質、家庭環境、問題行動・非行歴等に関するもの</p>	<p>家族以外の者から、恐喝、身体的暴力(軽度、重度)、性的暴力(接触、性交)のいずれか1つでも受けた経験のある者は、全体の約90%である。これら5つの加害行為について少なくとも1つ以上の反復被害経験のある者は全体の約80%で、男女に有意差は見られない。被害類型を見ると、男子では「身体的暴力等の反復被害経験があり、性的暴力の被害経験のない者」が約60%、女子では「身体的暴力等及び性的暴力双方の反復被害経験がある者」が約40%とそれぞれ最も多くなっている。</p> <p>身体的暴力等の3つの加害行為のうちいずれか1つでも受けた経験のある者は、男子で約90%、女子で約80%を占め、それら加害行為のうち1つ以上について反復被害経験のある者は、男女とも約70%である。身体的暴力等を受けた経験を誰かに言ったことがあるとする者は、男子で60~70%、女子で70~90%である。その相手は、男女とも、いずれの加害行為についても、友達・恋人・先輩が最も多い。</p> <p>性的暴力及びのどちらか1つでも受けた経験のある者は、男子で約20%、女子で約80%であり、それら加害行為のうち1つ以上について反復被害経験のある者は、男子で約10%、女子で約60%である。</p> <p>性的暴力を受けた経験を誰かに言ったことがあるかどうかについては、とも、男子では「言ったことがない」が、女子は「言ったことがある」とする者の比率が高い。また、その相手は、ともまた男女とも、友達・恋人・先輩が最も多い。</p>
<p>児童虐待に関する研究(その3)</p>	<p>平成14年5月~9月</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>・全国の18歳から39歳までの男女の中から無作為に抽出された15,000人 ・対象者数 アンケート調査 2,862人 聞き取り調査 45人</p>	<p>・アンケート調査・児童虐待の防止等に関する法律に挙げられた4種類の虐待に加えて、同法に規定されていない家族間の暴力の目撃等についても間接的暴力として取り上げ、同居する保護者である家族による18歳までの被害経験の有無等 ・聞き取り調査・どのような状況でどのような虐待が行われたか、虐待の被害経験がもたらした影響の範囲と程度及びその克服の過程や克服の程度、虐待を受けた者に対する社会的サポート体制の問題や望ましいサポート体制の在り方について</p>	<p>・アンケート調査 5.3%が身体暴力を、3.8%がネグレクトを、2.2%が性的暴力を、10.4%が心理的暴力を経験しており、また14.5%がこれらいずれかを体験しているという結果が得られた。なお、間接的暴力は13.7%であり、間接的暴力を含めると、いずれかの被害を経験した比率は21.7%であった。</p> <p>被害を受けていた当時あったら良かったと思う援助・サポート先を、それぞれの被害について尋ねたところ、身体的暴力では家族、ネグレクト及び性的暴力では相談窓口が第一に挙がるなど、被害の種類によって援助・サポートを求める対象が異なるとの結果が得られた。いずれかの被害を受けた場合、それが今の生き方に与える影響の程度については、心理的暴力を受けた場合、その影響が強いと回答する結果が得られた。</p>

<p>児童虐待に関する研究(その3) (続き)</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>・聞き取り調査 加害者については、身体的暴力や性的暴力については父の場合が多いのに対して、心理的暴力については母の場合が多いなど、被害の種類によって異なる傾向が認められた。家庭内で生じている児童虐待に対して「何もしない」家族がいる場合が多く、虐待が継続する背景として、家族間で助け合う機能が有効に働かないなどの問題が認められた。他方、虐待を止めようとした家族がいた場合は少数であるが、比較的早期に虐待が終息する傾向が認められた。 面接対象者の逸脱行動について、刑罰法規に触れる行為にかかわった旨言及した者は面接対象者の2割に満たないが、女性より男性の方がその比率が高かった。 被害の影響は心身の健康状態を始め対人関係の在り方や家庭観等、多方面にわたっていた。また、その被害の種類によって、その影響に特有の傾向が見られるものもあった。虐待被害のさなかにおいては、面接対象者の多くは、周囲に被害を訴えてサポートを求めることに困難を感じる心理状態にあったと言及している。なお、被害を訴えた場合においては、訴えた相手は同居家族が大半を占めたが、同居家族に訴えたことによって、有効な援助・サポートが得られたとする者は少なかった。虐待被害のさなかにおいて、公的機関に自ら援助・サポートを求めたとする面接対象者は少なかったが、公的機関による援助・サポートに対する潜在的なニーズをうかがわせる発言は、より多くの者において認められた。</p>
---------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---

(4)厚生労働省関係

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
<p>福祉行政報告例【注1】</p>	<p>毎年度(年度中)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・都道府県、政令指定都市、中核市</p>	<p>虐待相談の経路(家族、児童委員等)、虐待相談の主な虐待者、被虐待者の年齢・相談種別等</p>	<p>平成18年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/06/kekka8.html)</p>
<p>「化学テロにおける海外のサーベイランスの現況、及び地下鉄サリン事件における調査と化学災害・化学テロ対応始動の基準について」(分担研究)【注2】</p>	<p>平成16年度</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件において、サリンの曝露を受けた被害者 ・対象数628人</p>	<p>対象者が示した初期主要症状</p>	<p>サリン曝露による被害者の初期主要症状について、最も多かったのは縮瞳(74.8%)であり、次に頭痛(50.6%)、眼の痛み(38.1%)等の順で多かった。</p>

<p>子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第2次報告)</p>	<p>平成17年8月～平成18年3月</p>	<p>厚生労働省(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」)</p>	<p>・平成16年1月1日～12月31日に各自治体で確認された虐待による死亡事例 ・対象数53事例(58人)</p>	<p>虐待による死亡事例等に係る事例の概要・経過・家族構成・生活環境・関係機関の関与及び対応状況等</p>	<p>厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0330-4.html)</p>
<p>子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第3次報告)</p>	<p>平成18年7月～平成19年6月</p>	<p>厚生労働省(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」)</p>	<p>・平成17年1月1日～12月31日に各自治体で確認された虐待による死亡事例 ・対象数70事例(86人)</p>	<p>虐待による死亡事例等に係る事例の概要・経過・家族構成・生活環境・関係機関の関与及び対応状況等</p>	<p>厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/06/h0622-5.html)</p>
<p>精神科医療機関における犯罪被害者への治療及び司法的関与の実態に関する研究[注3]</p>	<p>平成18年度</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>(精神医学的治療の現状把握) ・平成18年6月6日～7月25日に調査 ・全国の精神科医療機関2,879箇所を対象(回収率29.2%) (犯罪被害者の心理的支援に関する弁護士調査 - 司法と保健医療の連携について -) ・弁護士945名をアンケート調査(回収率9.1%)</p>	<p>(精神医学的治療の現状把握) ・平成17年度の1年間で診療した被害者の平均人数、被害内容 (犯罪被害者の心理的支援に関する弁護士調査 - 司法と保健医療の連携について -) ・受任時点で司法以外の支援を受けていたケース、治療が必要と思われる時に、紹介機関をもっている弁護士の割合</p>	<p>(精神医学的治療の現状把握) ・平成17年度の1年間で診療した被害者の平均人数は、2.4人であり、被害内容としては、配偶者暴力、性暴力の被害が比較的多かった。 (犯罪被害者の心理的支援に関する弁護士調査 - 司法と保健医療の連携について -) ・受任時点で司法以外の支援を受けていたケースは18.6%、治療が必要と思われるときに、紹介機関をもっている弁護士の割合は、44.2%であり、52.3%では治療紹介機関がないと回答し、その理由として近くに治療機関がない、紹介方法がわからないなどであった。</p>

[注1] 本調査において把握している事項は、児童相談所が処理した養護相談の件数であり、犯罪件数ではない。

[注2] 本調査は、「化学テロにおけるサーベイランスに関する研究」の分担研究である標記研究の一環として行われたもの。

なお、本研究は、厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)によるもの。

[注3] 本調査は、「犯罪被害者び精神健康の状況とその回復に関する研究」の分担研究。なお、本研究は、厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)によるもの。